

第29会改革検討協議会 議事録（要点筆記）

【日時】平成30年1月29日(月)午前10時開会

【委員】溝口委員長、林副委員長、池辺委員、貫野委員、野田委員、森下委員、草刈委員、村岡議長

【職員】櫻井事務局長、松下次長、近藤次長補佐 日出山係長

〔協議事項〕

1、今後の議会改革について

今後取り組んでいく内容について

A班から報告

請願陳情者の意見陳述について

基本的には議会運営委員会で取り扱うものとするが、常任委員会の設置もあり得る。

委員) 堺市議会との違いは。

→議運で受ける部分が堺市との違い。

委員長) 所沢市では意見陳述される方が複数上げる市民がいた。

委員) 意見書との取り扱いの違いは。

→議運で諮り本会議の期間中に決定する

委員) 「委員会で設置」とあるが所管の委員会という考え方でいいのか。

→議運の中でまずは采配するのがいいと考える。

請願陳情者の意見陳述について(案)について会派に持ち帰り次回検討

委員間討議について

委員長) 委員会討議の申し出がない限り実施しない事になっている。

委員会討議(案)について会派に持ち帰り次回検討

議員研修について

委員長) 互助会で実施していることを基本条例に謳っていけばいいのではないかと考える。

次回具体案を提案

B班から報告

意見交換会について

ワークショップ形式を取り入れていく。

委員長) 人数の設定(基本的に10人以上)は必要と考える。

→対応することで確認

委員) 募集方法で議会傍聴よびかけ隊のビラの空きスペース等も活用してみてもどうか。

委員長) どこで意見集約をするのか。

→改革から議運への手順であれば時間ばかりがかかって改革が前に進まない。

特化した委員会も必要ではないかと考えている。

広報広聴委員会のようなことも今後の検討課題。

大型スクリーンについて

スクリーンを映すための小型カメラ設置の見積りを依頼。

委員長) スクリーンについて、議長の後ろ辺りに設置するスペースはないのか？

費用をかけずに取り組むことが理想

委員) ネット中継を見る時代と考える。例えばマルチ画面で映し出すことなどは出来ないのか。

委員) スクリーンを使う事によって質問の内容がより具体的になる

委員長) インターネットを触れない方にどうすればいいのか、録画放送等を見る方にはどうすればいいのかという事を進めて行くことが大事である。

委員) 小型カメラの設置よりも安価で出来るのか自ら調査し、次回報告する。

住民参加について

事務局) 会津若松市の議長へ講師要請

→4月で依頼する事で話が進んでいる。

委員) 傍聴よびかけ隊時に同時にアンケートを実施する。

委員長) 議会と市民との関わりが深い部分でのアンケート内容にするべき。

B班としてのその他

FMいずみおおつで傍聴のよびかけのCMを流すのはどうか。

20秒スポットで500円/回で流し可能。

制作依頼は、別に5,000円。

前向きに検討

※それぞれの班で引き続き議論を重ねる事にする。

共通している部分については会派に持ち帰り次回検討。

その他

親子室の利用

一時保育として考え、保育ボランティア（人権市民協働課）へ申請必要（10日前までには申請必要）。

- ・1時間920円の有償ボランティア。
- ・日程、時間等が合えば来てくれる。
- ・対象年齢は6か月から就学前まで。
- ・じゅうたんやおもちゃ、名札の作成等一定のルール有。

その他、シルバー人材センタでの預かりも有。

- ・5日前までの申請が可能。
- ・対象は6年生まで。費用は同額ではない。

委員) 場所はどこですか？

事務局) 議会でやる場合、図書室を考えている。

委員) できる限り物のないところで実施するのが理想ではないか。

事務局) いろいろな面で配慮し場所をきめていきたい。

委員長) 具体的な取り決めみたいなものを出す必要がある。

委員) するのであれば施設の設置も必要だと考えるが、傍聴に来るのであれば、保育園等の一時保育の利用もある。

のではないか。ソフトランディングで取り組める？

委員長) より傍聴に来やすい環境づくりで取り組む事が大事。

考え方の合意が図れないためこの議論については一旦終結

議案の事前公開について

タブレットの運用が臨時議会からの予定であることから、

その時から公開の方向で検討。

2、申し合わせ事項の見直しについて
特になし

3、その他
特になし

次回開催 平成30年3月23日 13:00～

●請願・陳情者の意見陳述について（案）

1. 意見陳述の申し出

(1)受付

- ①請願・陳情の提出時に意見陳述の意向確認を行い、希望する場合、書面（所定の様式）にて申し出の受付を行う。
- ②決議要請の請願・陳情は除く。
- ③郵送による申し出書の提出も可。

(2)締切

- 請願・陳情の締切日と同日（本会議初日直前の議会運営委員会の前日）

2. 意見陳述の許可・不許可の決定

(1)決定方法

- 本会議初日直前の議会運営委員会で許可・不許可を協議し決定する。

(2)決定通知

- 決定後、速やかに、申し出のあった請願・陳情者に通知する。

3. 意見陳述の開催

(1)開催時期

- 委員会で陳述者席を設置の上、請願・陳情審査前に意見陳述を実施する。尚、意見陳述開始時間を陳述者に連絡する。

(2)陳述者・人数

- ①請願・陳述1件につき、陳述者は提出者の中から1名とする。但し、提出者から2名まで同席を認める。
- ②意見陳述許可決定後、陳述者の変更は提出者の中からのみ可とし、提出者1名のみ場合は不可とする。

(3)陳述の順番

- 複数の意見陳述申し出がある場合、当日、順番を決める抽選（くじ）を行う。

(4)時間

- 請願・陳情1件につき3分以内とする。（質疑は別に2分以内）
- ※陳述者は住所・（団体名）・氏名を述べた後、意見陳述を行うが、時間（3分）の中には含めない。

(5)委員からの質疑

- 理解を深める為、委員から陳述者への質疑のみ可とする。（2分以内）

(6)資料等の配布

- 陳述者の委員への資料配布、パネル、スクリーンの使用は不可とする。

(7)陳述者が守るべき事項と違反に対する措置

- ①決められた発言時間を超過しない。
- ②当該請願・陳情の趣旨説明の範囲を超えた発言を行わない。
- ③個人情報に関する発言や公序良俗に反する発言、特定の政党、会派、議員、個人、団体等への非難・中傷や名誉を棄損する発言を行わない。
- ④会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為を行わない。
- ⑤その他、守るべき事項として、泉大津市議会委員会傍聴規則第9条を準用する。
- ⑥陳述者が上記事項に違反する場合、委員長は注意し、尚指示に従わない場合は、当該陳述を中止させることができる。

※泉大津市議会委員会傍聴規則第9条（傍聴席に入る事ができない者）

- (1)銃器その他危険な物を携帯している者
- (2)張り紙、ビラ、プラカード、旗及びのぼりの類を持っている者
- (3)酒気を帯びていると認められる者
- (4)前各号に定めるもののほか、委員会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

4. その他

(1)意見陳述の公開

- ①意見陳述（質疑を含む）にかかる全文を、議事録に掲載し、公開する。
- ②陳述者の不穏当発言があった場合、委員長の職権又は陳述者の取消しの申し出により、議事録に掲載しないこともある。

(2)陳述制度の広報

- 議会だより、ホームページ、フェイスブック等に掲載する。

●委員間討議について（第8条関係）（案）

- ・特別委員会における運用について（予算・決算を除く）
 - * 政策立案に向けて委員間討議を実施する。
- ・委員会における運用について
 - * 必要に応じて、討論の前に委員間討議を行う。（下記参照）

【審査の流れ】

- ・締め切りは委員会開催2日前まで（委員間討議の申し出）
常任委員会において、委員間討議を求める場合、委員は、原則として委員会開催の2日前（17:00）までに付託議案（市長提出案件・議員提出議案・請願）や所管事務の案件について、明確な討議の目的及び具体的な論点を示す書面（所定の様式）にて委員間討議の申し出を行う。

①市長提出案件	②議員提出議案③請願④所管事務
申し出により（合意必要なし）実施	申し出により、委員の過半数の合意で実施

・委員会当日

I 質疑

II 必要に応じて、委員間討議を行う。

※論点ごとに委員間討議を通じて合意を図る努力をする。

⇒（例）付帯決議、閉会中審査等

* 委員の発言時間の制限はなし。

* 時間

○一議題につき全体で30分以内（①市長提出案件②議員提出議案③請願）

○所管事務は全体で30分以内

※時間については、委員長が弾力的に運用可

※原則として、理事者への質問不可（参考的な問いは可）

III 討論

IV 採決